

女性の再チャレンジ支援策検討会議の設置について

〔平成17年7月25日〕
男女共同参画推進本部長決定
最終改正：平成17年12月20日

- 1 子育て等でいったん就業を中断した女性の再就業等を支援する「女性の再チャレンジ支援策」について検討を行うため、男女共同参画推進本部に副本部長及び関係本部員をもって構成する会議（以下「検討会議」という。）を置く。
- 2 検討会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、主宰者は、必要に応じ構成員以外の本部員の出席を求めることができる。
主宰者 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画を担当するもの）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策を担当するもの）
内閣府特命担当大臣（少子化対策を担当するもの）
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
- 3 検討会議の庶務は、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主宰者が定める。